

○静岡市蒲原特別工業地区建築条例

平成18年2月24日

条例第8号

改正 平成30年2月16日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項及び第50条の規定に基づき、静岡都市計画特別工業地区のうち蒲原地区（以下「特別工業地区」という。）内の建築物の建築等を制限することにより、地域環境の保持を図ることを目的とする。

(建築物の建築制限)

第2条 特別工業地区内においては、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が当該地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- (1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - (2) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 - (3) カラオケボックスその他これに類するもの
 - (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、静岡市建築審査会の同意を得なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

(建築物の構造)

第3条 特別工業地区内において建築する工場のうち、法別表第2（ぬ）の項に掲げる建築物であって機械又は原動機を使用するものについては、次に定める構造としなければならない。ただし、市長が次に定める構造と同等以上の効果があると認める構造とする場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離すること。
- (2) 作業場は、外壁を設けなければならない。

(3) 作業場の外壁に設ける開口部は、次のア及びイに定める構造とすること。

ア 作業場の窓は、はめごろし戸とすること。ただし、法第28条及び第35条の規定により設けなければならない換気又は排煙のための開口部を除く。

イ 作業場の出入口には、金属製の戸を設けること。

(4) 作業場の外壁及び屋根は、木毛板下地のスレート張り又は石こうボード下地の鉄板張りの構造とする。

(平30条例8・一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下本条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第2条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 2 蒲原町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、蒲原町特別工業地区建築条例（平成17年蒲原町条例第8号。次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（平成30年2月16日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。